

障害者などのための軽自動車税の減税

次に該当する場合には、軽自動車税を1台に限り全額免除します。ただし、すでに普通自動車税（県税）の減免を受けているときは除きます。

- ①身体に障害がある人が所有する軽自動車など
 - ②18歳未満で身体に障害がある人と生計を共にする人が所有する軽自動車など
 - ③精神に障害がある人と生計を共にする人が所有する軽自動車など
 - ④単身で生活する戦傷病者が所有する軽自動車など
- ※①～③は本人または、本人と生計を共にする人が運転する場合、④は戦傷病者を常時介護する人が運転する場合です。

※障害の程度によっては減免できない場合があります。
 ※昨年までに申請し、引き続き軽自動車税の減免を受けている人は、申請の必要はありません。ただし、所有者・車体に変更がある場合には、必ず変更の申請をお願いします。

▼申請期間 5月7日(月)～18日(金)

▼必要書類

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳と障害年金受給証書、年金証書のいずれか
- ②運転免許証
- ③平成19年度軽自動車税納税通知書兼納付書
- ④印鑑

▼申込・問い合わせ先 税務課市民税係（内線124）

計量器定期検査が実施されます

計量法により、取引や証明に使用する計量器（はかり、おもり、分銅）は、定期検査を受けるよう義務づけられています。検査を受けていない計量器は使用できませんので、必ず検査を受けてください。

▼日時 4月24日(火)～25日(水)／午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)

▼会場 体育館口ビー

▼持参するもの はがき、計量器（はかり、おもり、分銅）、検査手数料

▼手数料 はかり500～2,200円／おもり・分銅1個10円

※検査日に受検できない場合や廃業もしくは使用していない場合はご連絡ください。

▼問い合わせ先 商工・企業立地課商工観光係（内線142、ファクス72-5050）

ゴールデンウィーク期間中のごみの収集について

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集のお休みは次のとおりです。ごみ収集カレンダーでの確認をお願いします。

▼収集しない日 5月3日(祝)～6日(日)

▼問い合わせ先 生活環境課リサイクル推進係（内線152、153）



営農相談会

農業経営、認定農業者に関する相談など、農業をしている中での悩みや困っていることの相談を受け付けます。健全な農業経営の推進や改善を図るチャンスです！

▼内容 ①農業経営に関する相談②認定農業者新規申請、再認定申請、申請書の作成指導（相談時間を設定しますので前日までに申請書等に必要事項を記入のうえ提出してください）③その他、営農に関する相談

▼日時 4月26日(木)／午前9時30分～午後3時

▼会場 市役所南別館2階第1会議室

▼問い合わせ先 農業振興課農政係（内線112）

端間駅周辺地区の地区計画決定について

4月1日から、端間駅周辺地区の約5.7haについて地区計画決定し、そのうち東部地区約2.1haの地区整備計画が施行されました。

地区計画というのは、まちづくりのためのルールで、建築の決まりごとや道路の位置などを定めることにより、その地域に応じた望ましい「まちの姿」へ誘導する制度です。

地区計画決定により、端間駅周辺東部地区については、都市計画法で定める「市街化調整区域」内ではありませんが、地区計画で決められたルールの範囲内であれば、家を建てることのできるようになりました。あわせて駅前広場などの公共施設整備も計画されています。

▼問い合わせ先 都市計画課計画係（内線352）

介護保険嘱託職員募集

▼募集人員 非常勤嘱託職員 若干名

▼職務内容 介護認定調査、ケアプランチェック・ケアプラン作成等。

▼勤務条件 週4日勤務

▼給与月額 196,000円

※健康保険、厚生年金、雇用保険有り。

▼任用期間 5月1日～平成20年3月31日

▼応募資格 次の要件をすべて満たす人

- ①昭和27年4月2日以降に生まれた人
- ②介護支援専門員実務研修を終了した人
- ③普通自動車運転免許を持つ人

▼申込期間 4月17日(火)～25日(水)

▼申込方法 市販の履歴書、介護支援専門員実務研修修了書

▼試験日 4月27日(金)

▼試験内容 面接、作文

▼申込・問い合わせ先 介護保険課（内線452）